

市川都市計画下水道の変更（市川市決定）について（報告）

【説明資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

1. 市川都市計画下水道について
2. 都市計画変更理由
3. 変更概要
4. 住民説明会の開催結果
5. 原案縦覧の結果
6. 今後の予定

【都市計画決定図書（原案）】・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ

- ・ 計画書
- ・ 総括図

<注意>

この資料は、都市計画審議会の報告資料であり、
都市計画決定図書ではありません。

1. 市川都市計画下水道について

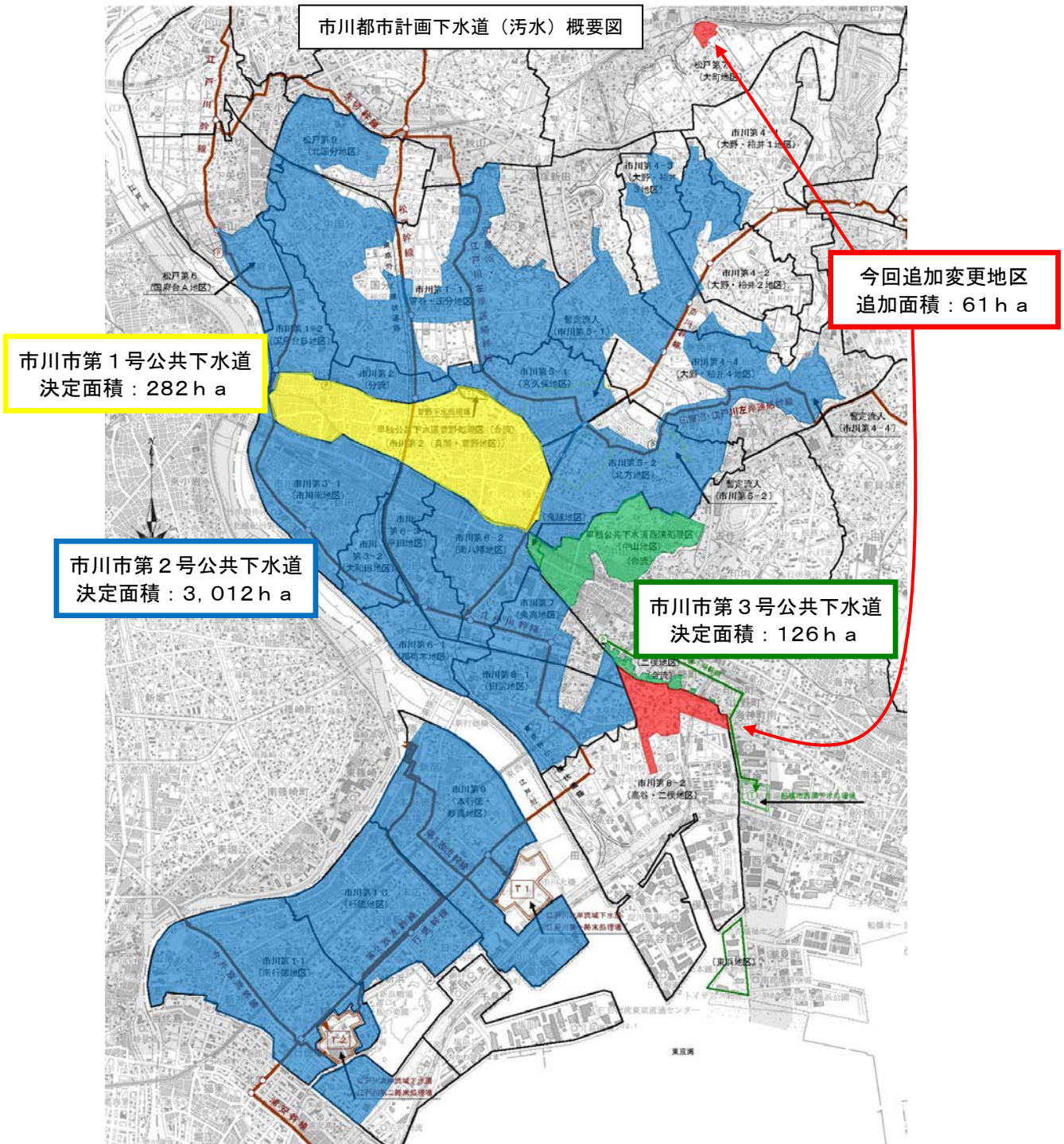
本市では、江戸川河川敷、市霊園等の非可住区域を除く 5,225ha を下水道全体計画に位置付け、都市の健全な発展に資するよう、公共用水域の保全及び治水環境の改善並びに生活環境の整備のため下水道を整備することとしています。

市川都市計画には、現在3つの公共下水道が位置づけられています。

市川市第1号公共下水道（菅野処理区）は、合流式下水道として整備が完了しています。

市川市第2号公共下水道（江戸川左岸処理区）は、分流式下水道として整備中であり、汚水は千葉県県の流域下水道にて処理を行い、雨水は直近の河川等に放流する計画としています。

市川市第3号公共下水道（西浦処理区）は、船橋市にて処理を行う合流式（一部分流式）下水道として整備中です。



2. 都市計画変更理由

今回変更を行う市川市第2号公共下水道は、昭和47年に当初決定し、これまで、事業の進捗に合わせ都市計画変更を行ってきました。

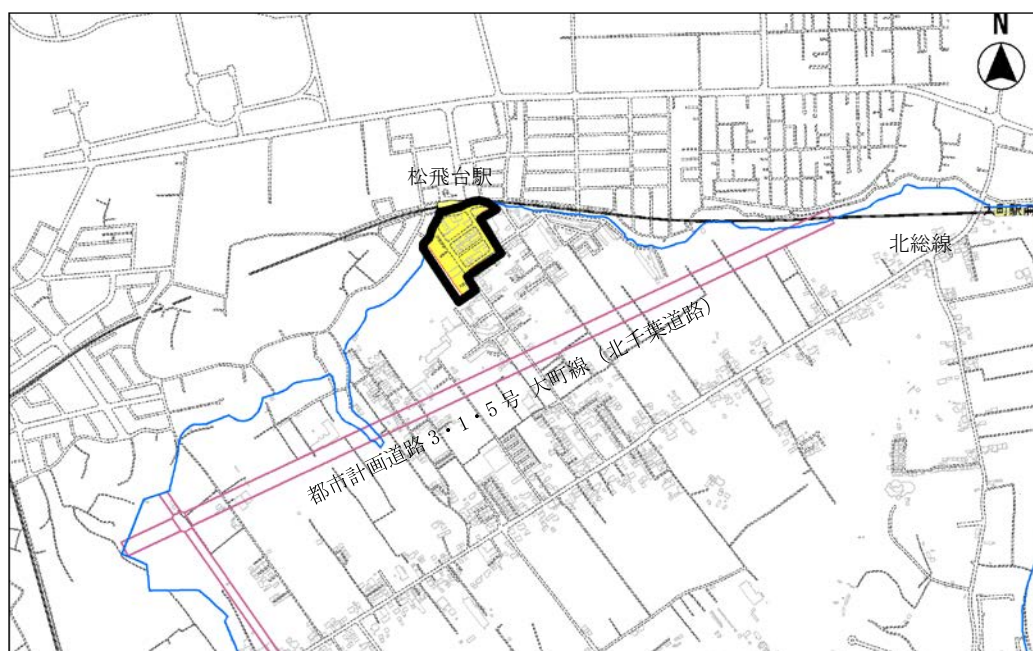
そうしたところ、平成26年に国が中期的に汚水処理の概成を目指すとしたことから、本市は平成28年4月に「市川市汚水適正処理構想」を策定し、平成41年度までに、臨海部の工業系用途等を除く市街化区域において下水道整備の完了を目指すこととしました。

このことから、今回、該当区域で未だ都市計画決定がなされていない区域について、下水道（汚水）の都市計画決定（排水区域の拡大）を行うものです。

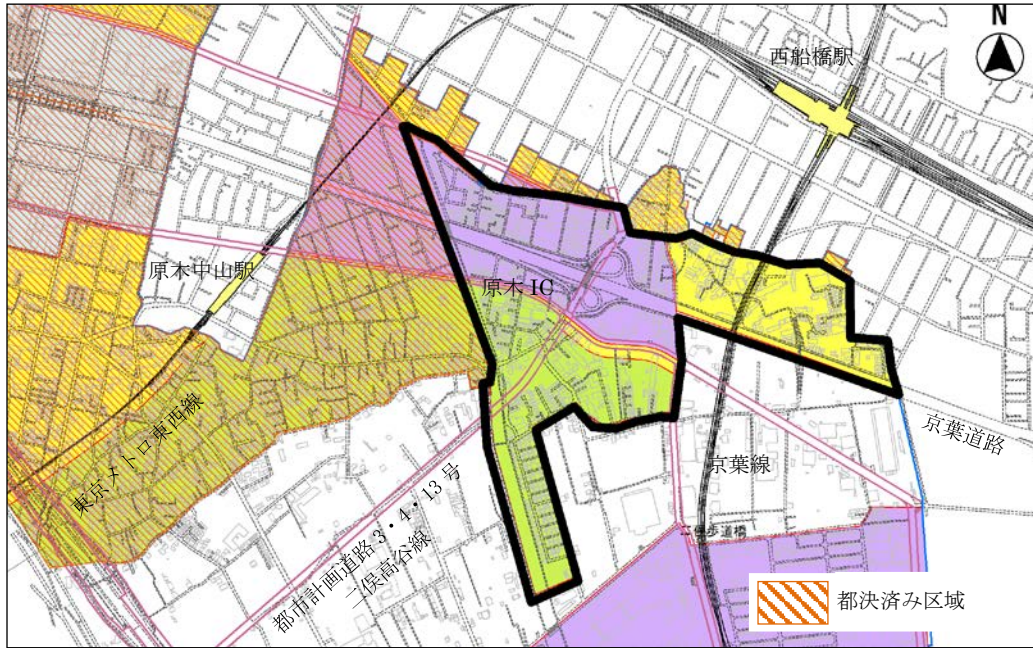
3. 変更概要

今回の変更は、市川市第2号公共下水道の排水区域（汚水）を拡大するものであり、対象区域は、大町地区の一部3haと二俣・原木地区の一部58haの合計61haです。

(1) 大町地区（3ha）



(2) 二俣・原木地区 (58ha)



市川市第2号公共下水道		面積
汚水	既計画	3,012ha
	変更計画	3,073ha (+61ha)
雨水	既計画	2,317ha
	(変更なし)	

4. 住民説明会の開催結果

(1) 大町地区

- ・ 開催日：平成30年5月8日(火)
- ・ 出席者数：1名

(2) 二俣・原木地区

- ・ 開催日：平成30年5月11日(金)
- ・ 出席者数：9名

5. 原案縦覧の結果

- 縦覧期間：平成30年5月21日(月)～6月4日(月)
※ 意見書の提出ならびに公述の申し出は6月4日まで(当日消印有効)
- 縦覧者数：1名
- 意見書の提出ならびに公述の申し出はなし

6. 今後の予定

案の縦覧	平成30年 9月
都市計画審議会（付議）	平成30年 11月
都市計画決定告示	平成30年 12月

【参考】

下水道法 事業計画策定	平成31年 3月
都市計画法 事業認可	平成31年 3月

市川都市計画下水道の変更
(市川市決定)

計 画 書
(市川市第2号公共下水道)

千葉県市川市

市川都市計画下水道の変更
(市川市決定)

都市計画市川市公共下水道「2排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 市川市第2号公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 汚水：約 3,073ha

雨水：約 2,317ha

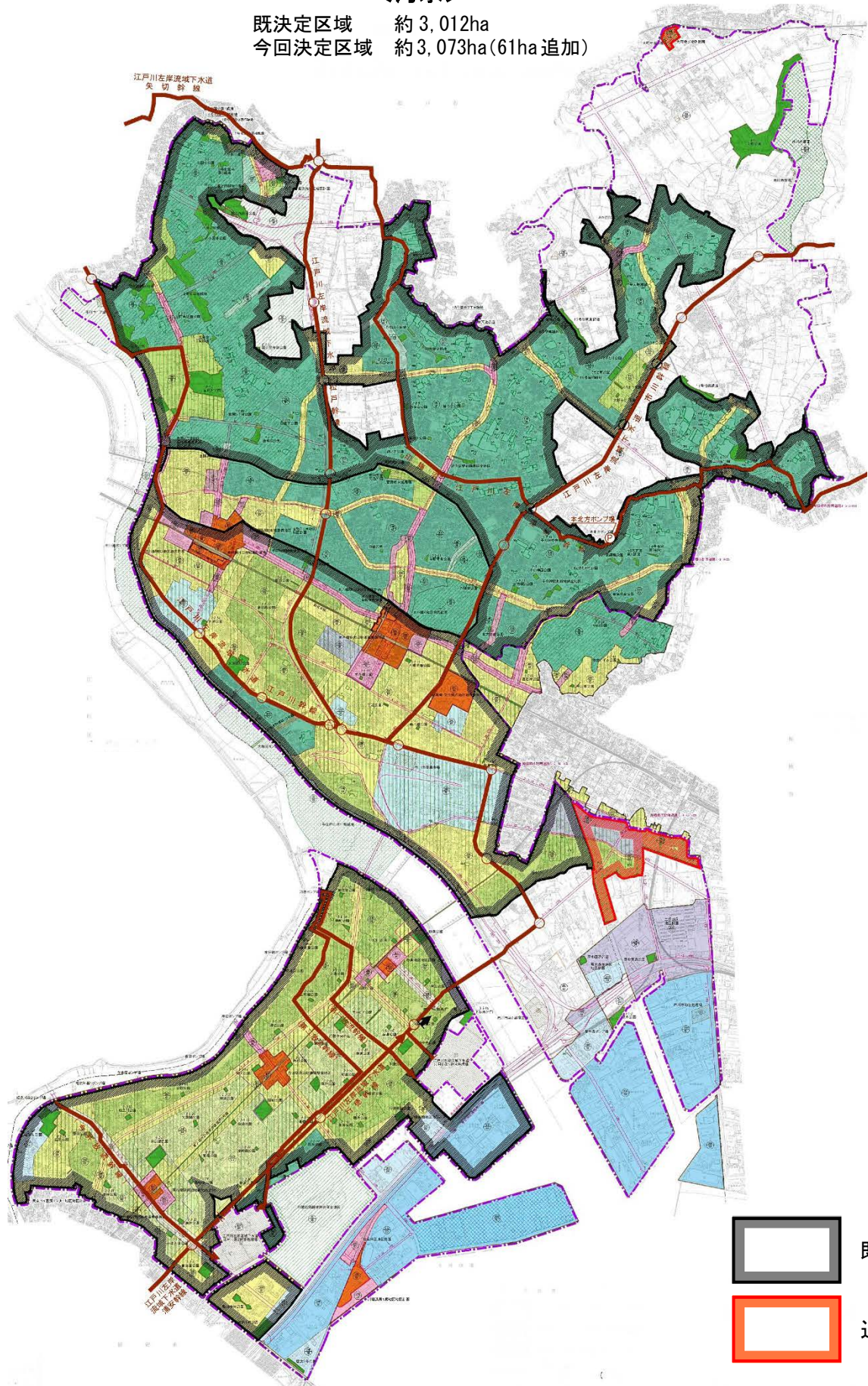
理 由



今回、61haを新たに排水区域(汚水)として追加し、江戸川並びに東京湾等の公共用水域の水質保全並びに生活環境の整備を図るものである。

総括図

<汚水>

既決定区域 約 3,012ha
今回決定区域 約 3,073ha (61ha 追加)



-  既決定区域
-  追加区域

総括図

<雨水>

既決定区域 約 2,317ha
今回決定区域 約 2,317ha (変更なし)

